

令和6年度 最低賃金に関する基礎調査結果報告  
(地域別最低賃金分)

# 1 調査の概要

## (1) 調査目的

この調査は、静岡地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正の審議に資するため、静岡県内の低賃金労働者の賃金実態を把握することを目的とする。

## (2) 調査範囲

製造業 \_\_\_\_\_ 労働者規模100人未満の民営事業所  
(情報通信業のうち新聞業、出版業を含む)

卸売・小売業  
飲食店、宿泊業  
医療、福祉  
サービス業 } \_\_\_\_\_ 労働者規模30人未満の民営事業所

## (3) 調査対象

事業所 上記産業から、規模、影響率等に基づき定められた抽出率により無作為抽出された事業所

< 令和6年度 有効回答件数 >  
総件数

1,012 事業所

最賃別件数	静岡県最低賃金適用	605 事業所
	特定最低賃金適用	407 事業所

業種別件数	製造業	504 事業所	(内 県最賃適用 97事業所)
	卸売・小売業	208 事業所	
	飲食店、宿泊業	65 事業所	
	医療、福祉	97 事業所	
	サービス業等	138 事業所	

労働者 30人未満の労働者を雇用する事業所については、その全数の労働者  
30～99人の事業所については、その1/2の労働者

(4) 調査方法 通信調査

(5) 調査の対象期日 令和6年6月1日現在

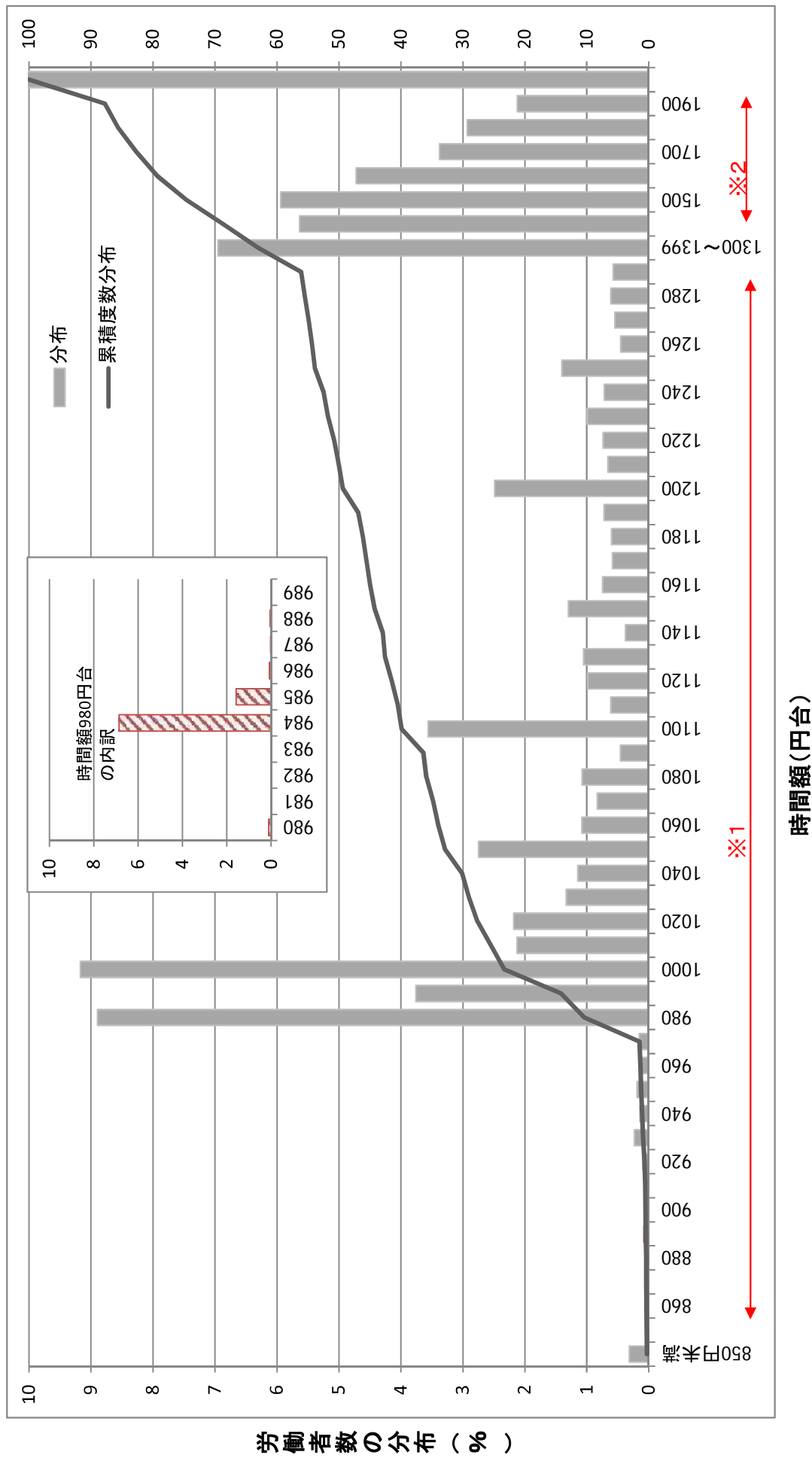
## (6) 集計方法

1時間当たりの所定内賃金額を賃金階層化して集計した。

本調査は、抽出による調査のため、調査票により得られた労働者数を、母集団の労働者数まで復元して、労働者数を集計した。

地域別最低賃金に係る集計については、特定最低賃金適用産業における地域別最低賃金が適用される労働者(65歳以上等)を含めて集計した。

## 2 時間額に対するその該当労働者数の分布と累積度数分布（県最賃適用者のみ）



※1 850円以上1300円未満までは10円刻み  
 ※2 1300円以上2000円未満は100円刻み

### 3 地域別最低賃金 規模別・性別賃金(時間額)分布の特性値

特性値等	産 業	総 計	規 模 別			性 別	
			1～9人	10～29人	30～99人	男性	女性
未 満 率(%)		1.6	3.2	0.5	1.0	0.6	2.5
未 満 労 働 者 数(人) (労働者数合計(人))		9,086 (553,957)	6,937 (214,099)	1,488 (276,504)	661 (63,354)	1,477 (248,050)	7,609 (305,907)
第 1 ・ 20 分 位 数(円)		984	984	984	984	990	984
第 1 ・ 10 分 位 数(円)		985	990	984	991	1,000	984
第 1 ・ 4 分 位 数(円)		1,015	1,020	1,000	1,074	1,132	1,000
中 位 数(円)		1,219	1,230	1,196	1,320	1,484	1,100
時 間 当 た り 平 均 賃 金 額(円) (令和5年分)		1,425 (1,397)	1,434 (1,396)	1,403 (1,377)	1,496 (1,481)	1,660 (1,613)	1,235 (1,227)

注1)未満率は、小数点第2位を四捨五入したもの

注2)未満労働者数・労働者数合計は、調査によって得られた労働者数を母集団の労働者数まで還元したもので、端数の数値を四捨五入して算出した数値であるため、合計数が一致しない場合がある

第1・20分位数…賃金が低い者から高い者へ並べて20等分し、低いほうから見て最初の境界(5%)の者の賃金

第1・10分位数…賃金が低い者から高い者へ並べて10等分し、低いほうから見て最初の境界(10%)の者の賃金

第1・4分位数…賃金が低い者から高い者へ並べて4等分し、低いほうから見て最初の境界(25%)の者の賃金

中位数……………賃金が低い者から高い者へ並べて2等分し、真ん中(50%)の者の賃金



#### 4 地域別最低賃金 年別賃金(時間額)分布の特性値の推移

項目 年度	最低賃金時間額(円)		第1・20分位数(円)		第1・10分位数(円)		第1・4分位数(円)		中位数(円)		未 満 率	影 響 率
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		
平成 25年	749	1.90	750	0.0	790	-1.3	850	0.0	1004	-4.5	1.1	2.6
平成 26年	765	2.14	750	0.0	800	1.3	850	0.0	1050	4.6	1.4	6.3
平成 27年	783	2.35	780	4.0	800	0.0	872	2.6	1033	-1.6	1.3	5.8
平成 28年	807	3.07	797	2.2	800	0.0	880	0.9	1085	5.0	1.5	12.4
平成 29年	832	3.10	810	1.6	820	2.5	889	1.0	1060	-2.3	1.9	12.5
平成 30年	858	3.13	835	3.1	850	3.7	900	1.2	1087	2.5	1.7	13.8
令和 元年	885	3.15	860	3.0	860	1.2	925	2.8	1141	5.0	1.9	15.8
令和 2年	885	0.00	885	2.9	900	4.7	950	2.7	1150	0.8	1.8	1.8
令和 3年	913	3.16	885	0.0	900	0.0	955	0.5	1175	2.2	1.3	16.8
令和 4年	944	3.40	913	3.2	920	2.2	960	0.5	1150	-2.1	1.6	18.9
令和 5年	984	4.24	944	3.4	950	3.3	1000	4.2	1193	3.7	1.9	21.7
令和 6年			984	4.2	985	3.7	1015	1.5	1219	2.2	1.6	

(注)未満率、影響率については、小数点第2位を四捨五入したものの

## 5 静岡県最低賃金額改定による影響率

現行最低賃金額 時間額

984 円

全労働者 553,957 (人)

引上げ額(円)	時間額(円)	引上げ率(%)	影響率(%)	影響労働者数(人)
0	984	0.00	1.6 (未満率)	9,086
1	985	0.10	8.5	47,108
2	986	0.20	10.1	55,844
3	987	0.30	10.2	56,261
4	988	0.41	10.2	56,423
5	989	0.51	10.2	56,682
6	990	0.61	10.4	57,745
7	991	0.71	13.4	74,413
8	992	0.81	13.6	75,244
9	993	0.91	13.7	75,920
10	994	1.02	13.8	76,213
11	995	1.12	13.9	77,037
12	996	1.22	14.0	77,741
13	997	1.32	14.1	77,949
14	998	1.42	14.1	78,194
15	999	1.52	14.2	78,584
16	1000	1.63	14.2	78,584
17	1001	1.73	22.6	125,063
18	1002	1.83	22.6	125,163
19	1003	1.93	22.6	125,356
20	1004	2.03	22.8	126,385
21	1005	2.13	23.0	127,162
22	1006	2.24	23.1	127,923
23	1007	2.34	23.2	128,524
24	1008	2.44	23.3	128,812
25	1009	2.54	23.3	129,287
26	1010	2.64	23.4	129,391
27	1011	2.74	24.5	135,747
28	1012	2.85	24.6	136,424
29	1013	2.95	24.6	136,531
30	1014	3.05	24.6	136,531

引上げ額(円)	時間額(円)	引上げ率(%)	影響率(%)	影響労働者数(人)
31	1015	3.15	24.9	137,920
32	1016	3.25	25.2	139,415
33	1017	3.35	25.2	139,780
34	1018	3.46	25.3	139,983
35	1019	3.56	25.3	140,145
36	1020	3.66	25.5	141,187
37	1021	3.76	26.8	148,614
38	1022	3.86	27.1	149,955
39	1023	3.96	27.2	150,823
40	1024	4.07	27.3	151,130
41	1025	4.17	27.3	151,319
42	1026	4.27	27.5	152,207
43	1027	4.37	27.5	152,307
44	1028	4.47	27.6	152,651
45	1029	4.57	27.6	153,022
46	1030	4.67	27.7	153,274
47	1031	4.78	28.6	158,440
48	1032	4.88	28.6	158,594
49	1033	4.98	28.7	159,018
50	1034	5.08	28.7	159,124
51	1035	5.18	28.8	159,489
52	1036	5.28	28.8	159,704
53	1037	5.39	28.9	160,008
54	1038	5.49	28.9	160,109
55	1039	5.59	28.9	160,323
56	1040	5.69	29.0	160,666
57	1041	5.79	29.5	163,166
58	1042	5.89	29.5	163,375
59	1043	6.00	29.5	163,678
60	1044	6.10	29.6	164,206

引上げ額が0円の欄は、影響率でなく未満率を記載

注1) 影響率は、小数点第2位を四捨五入したもの

注2) 未満労働者数・労働者数合計は、調査によって得られた労働者数を母集団の労働者数まで復元したもので、端数の数値を四捨五入して算出した数値であるため、合計数が一致しない場合がある

6 地域別最低賃金 業種別未満労働者(調査実数)の一覧

業 種		現最賃額984円未満で雇用			(参考) 現最賃額984円で雇用	
		未満労働者数 (人)	時間額 (円)	未満労働者雇用事業所数	労働者数(人)	事業所数
製造業	製造業(新聞業・出版業含む)	12	772 ~ 952	7	69	11
	特定最低賃金適用業種除外労働者する 鉄鋼、非鉄金属製造業	8	800 ~ 968	6	4	1
	はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具輸送用機械器具製造業	5	730 ~ 963	3	46	10
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	16	852 ~ 980	6	158	22
非製造業	卸売業・小売業	33	710 ~ 977	19	192	33
	学術研究、専門・技術サービス業		~	0		0
	飲食店・宿泊業	9	812 ~ 980	7	17	5
	生活関連サービス業	7	535 ~ 952	4	35	4
	医療・福祉	10	763 ~ 970	5	13	6
	サービス業	8	879 ~ 944	6	1	1